

引取業変更届出・廃業届出の手引き

1 はじめに

この手引きは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく引取業の変更届出及び廃業届出のための届出書作成の手引きです。

2 変更届出

引取業の登録に関する事項（下記の【変更事項及び添付書類一覧表】参照してください。）が変更になった場合は、変更の日から 30 日以内に変更届出が必要です。

「引取業変更届出書」（様式第二）に、「誓約書」（別記様式第 14 号。変更事項に関わらず添付してください。）と変更した事項ごとに以下の表により必要な書類を添付して提出してください。

また、添付書類のうち公的機関から発行される証明書等は、原則として3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。

なお、様式等は廃棄物対策課窓口で入手可能なほか、インターネットの次のアドレスから入手可能です。

<http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/sanpai/jidosha/1008814/index.html>

>自動車リサイクル法関係申請・届出様式集

【変更事項及び添付書類一覧表】

○「誓約書」は変更事項に関わらず必ず添付すること。

○変更事項に関わらず行政書士が届出を代行する場合は、委任状を添付すること。

変更事項	添付書類
1 申請者の氏名・住所 (申請者が個人の場合)	① 住民票（本籍地記載のもの、外国人にあっては国籍等記載のもの） ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）（※）
2 申請者の名称・住所・代表者の氏名（申請者が法人の場合）	① 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
3 事業所の名称の変更	なし。
4 事業所の一部廃止・移転（盛岡市内の事業所を全部廃止する場合は、「廃業届出」になります。）	なし。
5 事業所の追加	① 別紙「追加する事業所」 ② 追加する事業所ごとのフロン類が含まれているかどうかを確認する体制
6 法人の役員（業務を執行する社員、取締役、監査役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名	① 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び 新たに就任した役員 に係る次の書類 ② 住民票（本籍地記載のもの、外国人にあっては国籍等記載のもの） ③ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）（※）
7 法定代理人の氏名及び住所 (申請者が未成年の場合)	変更した法定代理人の次の書類 ① 住民票（本籍地記載のもの、外国人にあっては国籍等記

	載のもの) ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明（登記されていないことの証明書）（※）
8 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	① フロン類が含まれているかどうかを確認する体制

※ 登記されていないことの証明書によらない場合、当該業務を適切に行うことができる能力を有することが確認できる書類を御提出いただきますので、事前に御相談ください。

登記されていないことの証明書は、法務局（盛岡地方法務局 電話 019-624-1141）で取得可能です。請求方法は、直接法務局にお問い合わせください。

3 廃業届出

盛岡市内の全ての事業所で引取業を行わなくなった場合は、その日から 30 日以内に廃業届出（別記様式第 15 号）が必要です。書類の作成方法及び届出義務者（廃業の理由により異なります。）については、記載例をご確認ください。

なお、交付されている引取業の登録通知書は返却してください。

4 届出方法について

(1) 提出部数

変更届出書及び廃業届出書提出部数は 1 部です。ただし、申請者控えが必要な場合は別途作成してください。

(2) 受付時間

平日の午前 9 時から午後 5 時まで受付しています。

(3) 届出方法

事前に登録（更新）申請書を作成し、必要な書類を添付の上、廃棄物対策課に提出してください。変更届出及び廃業届出は、郵送で届出可能です。

(4) 提出先

<p>盛岡市環境部廃棄物対策課</p> <p>郵便番号 : 020-8531</p> <p>住所 : 盛岡市若園町 2 番 18 号 (若園町分庁舎 3 階)</p> <p>電話番号 : 019-626-7573 (ダイヤルイン) 019-651-4111 (代表)</p> <p>FAX 番号 : 019-626-4153</p> <p>e-mail : haitai@city.morioka.iwate.jp</p>	<p><若園町分庁舎案内図></p>
--	--------------------------

変更届出書記載例

様式第二（第四十八条関係）

引取業変更届出書

盛岡市長 様

令和XX年X月X日

(郵便番号) 020-XXXX
 住所 岩手県盛岡市〇〇町X番X号
 氏名 株式会社〇〇自動車販売
 代表取締役 盛岡 太郎
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 019-XXX-XXXX

令和XX年X月X日付け第2110XXXXXXX号に登録を受けた以下の事項について変更したので、
 引取業自動車等の再登録等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて
 届け出ます。

	新	旧
変更の内容	①役員の変更 代表取締役 盛岡 太郎 取締役 藤村 一男 (就任) 監査役 盛岡 花子 ②事業所の変更 株式会社〇〇自動車販売本店 株式会社〇〇自動車販売〇店 (追加)	①役員の変更 代表取締役 盛岡 太郎 取締役 若手 次郎 (退任) 監査役 盛岡 花子 ②事業所の変更 株式会社〇〇自動車販売本店 株式会社〇〇自動車販売△店 (廃止)
変更の理由	役員変更、事業所の移転のため。	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

住民票（個人申請の場合）又は法人登記事項証明書（法人申請の場合）に記載の住所及び氏名又は名称を正確（ハイフンなどで省略しないでください。）に記載してください。

登録証を確認して登録日と登録番号を記載してください。

変更の内容

- (1) 変更にあたり共通する記載方法
 - ① 役員等の変更・事業所の変更については、変更がない部分についても記載してください。
 - ② 記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載し、任意様式で新旧対照表を添付してください。
 - ③ 添付書類については、変更する事項により異なりますので、添付書類一覧表をご確認ください。
- (2) 住所・氏名・法人の名称・代表者の変更に係る留意事項
 - ① 氏名や法人の名称にはふりがなを記載してください。
- (3) 役員の変更に係る留意事項
 - ① 役職名及び氏名のふりがなを記載してください。
 - ② 変更する役員等の氏名の後に（就任）又は（退任）と記載してください。
- (4) 事業所の変更に係る留意事項
 - ① 変更する事業所名の後に変更する内容に応じて（追加）、（廃止）、（名称変更）等と記載してください。
 - ② 事業を移転する場合は、移転前の事業所については（廃止）、移転後の事業所については（追加）としてください。
 - ③ 事業所を追加する場合は、「（別紙）追加する事業所」を添付してください。（廃止や名称変更のみの場合は不要です。）
 - ④ 廃業（全ての事業所の廃止）の場合は、変更届出書ではなく、「廃業等届出書（別記様式第15号）」を提出してください。
- (5) フロン類が含まれているかどうかを確認する体制に係る留意事項
 - ① 確認体制を変更する事業所名とその確認体制について、新・旧欄に記載してください。

変更の理由

変更の理由について簡潔に記載してください。

(別紙) 追加する事業所

変更に伴い追加する事業所がない場合は、「(別紙) 追加する事業所」は添付不要です。

(別紙) 追加する事業所

事業所の名称及び所在地

(ふりがな) 名 称	かぶしきがいしゃまるまるじどうしゃはんばい まるてん 株式会社〇〇自動車販売 〇店
所 在 地	(郵便番号) 020-xxxx 岩手県盛岡市〇〇町 x 番 x 号 電話番号 019-xxx-xxxx

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

- 例① 別紙の方法によりフロン類の有無を確認する。
- 例② 自動車整備士等の資格があるものがフロン類の有無について確認する。

事業所の名称及び所在地

追加する事業所について記載してください。

フロン類が含まれているかどうかを確認する体制

例①の場合

装備の有無や事故による車両破損時等の確認方法を記載した書類を添付してください。

例②の場合

カーエアコンに関して十分な知見を有する者が確認可能であることを示す書類（例えば自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講証の写し等）を添付してください。

※ 追加する事業所が複数ある場合は、欄を追加するなどして記載してください。またフロン類が含まれているかどうかを確認する体制については、追加する事業所ごとに書類を添付してください。ただし、例①による場合で、追加する全ての事業所で同じ方法によりフロン類の有無を確認する場合は、事業所ごとに作成する必要はありません。（その場合「追加する全ての事業所で別紙の方法によりフロン類の有無を確認する。」等と記載してください。）

廃業届出書記載例

別記様式第16号

引取業廃業等届出書

令和xx年xx月xx日

盛岡市長 様

(郵便番号) 020-xxxx
 住所 岩手県盛岡市〇〇町x番x号
 氏名 株式会社〇〇自動車販売
 代表取締役 盛岡 太郎
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 019-xxx-xxxx

令和xx年xx月xx日付け第2110xxxxxxx号 登録を受けた引取業を廃業したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり届出します。

廃業した引取業の登録を受けた者	住所 盛岡市〇〇町x番x号 氏名 株式会社〇〇自動車販売 代表取締役 盛岡 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
廃業の理由	引取業を廃止するため。

※ 引取業廃業等届出書には、引取業の登録通知書を添付してください。

届出者

届出義務者及び廃業の理由は次の表のとおりです。「廃業の理由」欄には①～⑤の内容を参考に記載してください。

	廃業の理由	届出義務者
①	死亡のため	相続人
②	法人が合併により消滅したため	その法人を代表する役員だった者
③	法人が破産し、解散したため	破産管財人
④	②、③以外の理由で法人が解散した場合 (具体的な理由を記載すること。)	清算人
⑤	引取業を廃止するため	引取業者であった個人又は法人の代表者

※ 表の⑤以外の理由により廃業をする場合は、廃業の理由及び届出義務者であることを確認できる書類を添付してください。

登録通知書を確認して、登録日と登録番号及び引取業の登録を受けた者について記載してください。